

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和4年8月3日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第4号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「一日当たり200円」を「支給しない」に改め、同項第2号中「1,300円」を「1,100円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。